

職印届出に関する注意事項

令和元年7月8日

行政書士には職印の調製が義務づけられております。入会后、調製をして直ちに職印届をご提出ください。

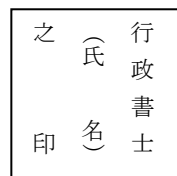
1. 職印について（個人会員）

①角印にしてください。

②記載内容は右のとおり縦3行となるようにしてください。

③書体はテン書体を推奨しております。

④サイズは15mm角を推奨しております。



2. 職印に関する規定について

①行政書士法施行規則

（職印）

第11条 行政書士は、日本行政書士会連合会の会則の定めるところにより、業務上使用する職印を定めなければならない。

②日本行政書士会連合会会則

（行政書士の職印）

第81条 行政書士が、業務上使用する職印は、別記様式第一に準じて調製しなければならない。

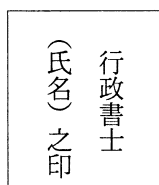
2 行政書士は、法第16条の5第1項又は第2項の規定により単位会の会員となった後、直ちに、前項の職印を押した印鑑紙に氏名を自署して単位会に提出しなければならない。改印したときも、また同様とする。

（行政書士法人の職印）

第81条の2 行政書士法人は、法第16条の6第1項若しくは第2項の規定により単位会の会員となった後、又は既に入会している単位会の都道府県内に従たる事務所を設置した後、直ちに、業務上使用する職印を押した印鑑紙に事務所の名称を記載して単位会に提出しなければならない。改印したときも、また同様とする。

2 前項の職印には、行政書士法人の名称を使用しなければならない。

別記 様式第1 〔第81条〕



以上